令和6年度

給与所得等に係る市区町村民税･都道府県民税･森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

令和6年5月17日

氏名	様	住所	
受給者番号		指定番号	宛名番号

あなたの特別徴収税額を決定（変更）したので、地方税法第４１条、第３１９条及び第３２１条の４（第３２１条の６）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に横浜市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、２）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

横浜市長　山中　竹春

所得	給与収入	0	主たる給与以外の合算所得区分	営業等	
	給与所得（所得金額調整控除後）	0		農業	
	その他の所得計	0		不動産	
	総所得金額 ①	0		利子	
				配当	
				給与	
				雑	
				譲渡・一時	

課税標準	総所得③	0
	山林所得	0
	分離短期譲渡	0
	分離長期譲渡	0
	株式等の譲渡	0
	上場株式等の配当等	0
	先物取引	0

所得控除	雑損	0	障・寡・ひ・勤	0	
	医療費	0	配偶者	0	
	社会保険料	0	配偶者特別	0	
	小規模企業共済	0	扶養	0	

扶養親族該当区分	特定	0	本人該当区分	未成年者
	同老	0		特障
	老人	0		他障
	16歳未満	0		寡婦
	その他	0		ひとり親
	同障	0		勤労学生
				記
				記
				員失

「所得割の調整額」「定額減税額」の合計額を
「特別税額控除額」として記載しています。
「所得割の調整額」が適用される方には控除額の内訳額を記載した
「令和６年度個人市民税・県民税・森林環境税に関するお知らせ」
をお送りしています。

税額	市区町村			0
				0
				0
				0
				0
				0
	都道府県	所得割額 ⑥	0	変更前税額 ⑬	0
		均等割額 ⑦	0	増減額（⑨－⑬）	0
	森林環境税額 ⑧		0	変更月	月

（摘要）　横浜市では、市民の皆さまに「横浜みどり税」（年間８００円）を負担いただき、市内の樹林地の買取り・維持管理等をはじめ、緑を守り、育て、緑の良さを実感していただける取り組みを進めています。特別税額控除額は、ＺＺＺ，ＺＺ９円です。